

**2号認定・3号認定の皆様へ**  
**【重要】支給認定での保育必要量（保育標準時間・保育短時間）の認定及び延長保育の取扱いについて**

保育園で保育を受けられる2号認定と3号認定の方は、保育が必要な事由や保護者の就労の状況により、支給認定の際に「保育標準時間認定」又は「保育短時間認定」のいずれかの保育必要量の認定も受けていただいています。

**保育必要量の認定により、施設を利用できる時間が異なります**のでご注意ください。



1 保育必要量の認定について

保育必要量の区分	施設の利用可能時間帯	該当する方
保育標準時間認定	施設の通常開所時間（延長保育時間は除きます）の枠内で利用できます。	両親とも就労時間が月120時間以上の場合、妊娠・出産の場合、疾病・障がいの場合、同居の親族の介護の場合、災害復旧の場合など
保育短時間認定	保育短時間の利用可能時間（ <u>8：00～16：00のうち8時間</u> ）の枠内で利用できます。	両親いずれかの就労時間が月120時間未満の場合、求職活動中の場合、育児休業の場合など ※バス通園児、祖父母の協力が得られるなどの理由により保育短時間希望の場合など